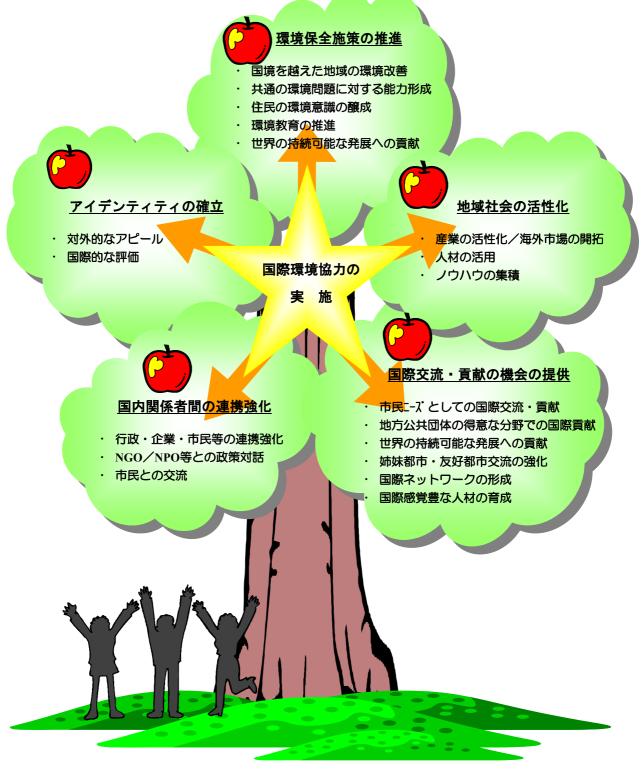
1. 地方公共団体による国際環境協力の意義

- 国際環境協力は、協力相手を支援するだけでなく、それを実施する地方公共団体 にとってもさまざまなメリットがあります。
- 国際協力に対する市民の関心は高く、多くの市民やNGOが自主的な交流を進めています。より広範な層が国際交流や協力に参加できるような事業の推進は、地方公共団体の施策として重要な課題となっています。
- 環境保全は、地方公共団体が国際協力を手がける上で、得意・有利な分野です。 地方公共団体が国際環境協力を積極的に担うことの意義や利点は広く認識されてお り、さまざまなレベルで位置づけられるとともに支援・促進策が提供されています。

(1) 国際環境協力実施のメリット

国際環境協力を実施することは、協力相手先の関係機関や市民に対する支援を目的とするのはもちろんですが、相手先への一方的な支援に留まらず、日本側の参加者個人や団体にとっても、次のようなさまざまなメリットがあります。 (図1)

- ① 環境保全施策の推進
- ② 地域社会の活性化
- ③ 国際交流・貢献の機会の提供
- ④ 国内関係者間の連携強化
- ⑤ アイデンティティの確立



国際環境協力を実施することによって得られるメリットは、次のような側面から特に顕著なものとなっています。

背景編 -

① 環境保全施策の推進

国際環境協力を実施することは、実施側の地方公共団体にとって、環境保全の施策を有効 に推進していく上で、さまざまなメリットが期待できます。

ア) 国境を越えた地域の環境改善

我々が日常的に影響を受けている環境問題の中には、例えば日本海の海洋汚染、酸性雨、 黄砂問題など、現象として国境を越えた広い地域に対し、共通の影響を及ぼすものが少なく ありません。このような問題に対して、日本と関係国の地域が協力して対策を進めることは、 我が国への影響を軽減し、地方レベルの環境改善や、市民の生活環境向上に寄与することが できます。そうした活動が、ひいては持続的な発展への貢献にも繋がることになります。

イ) 共通の環境問題に対する能力形成

昨今の途上国では、局地的な汚染の問題とともに、温暖化やオゾン層保護といった地球規模の環境問題等への関心も高まっています。これらは、日本と開発途上国が共通して直面する課題といえるものです。特に、地球温暖化対策につながる省エネルギーや、資源効率化の諸施策、生活に密着した交通環境や廃棄物問題などは、日本と開発途上国の地方公共団体が協力して取り組むことにより、日本側にとっても新たな行政ノウハウを獲得することになると同時に施策実施能力の強化にも繋がります。

BOX1 環境保全の施策の推進

●地域の共通課題への取り組み【(財)環日本海環境協力センター(以下NPEC)】

1996年から北西太平洋沿岸の海辺の漂着物調査を実施している。2002年は日本海、黄海の沿岸国のうち4ヵ国22沿岸自治体(日本、中国、韓国、ロシア)の協力を得て、39海岸で海辺の漂着物調査を実施し、沿岸環境の状況の実態把握を行っている。また、年に1回上記の地方公共団体が集まり、調査結果の取りまとめを行う「北西太平洋漂着物会議」を開催。さらに今後は韓国の参加自治体を増やし、黄海を囲む全地域での実施を目指している。一つのプロジェクトについて4ヵ国が連携して取り組むのは例は他になく、大変価値のある取り組みと考えられている。また、子どもを含めた市民参加の事業でもあり、環境教育としても有意義な取り組みである。

●地域緑化・地球温暖化防止への貢献【京都府】

中国陝西省における植林計画に京都府が協力することにより、緑地回復、水土流失防止、水源涵養、生物多様性の保全、地域住民の環境意識の高揚を図るとともに、二酸化炭素吸収源の拡大により、地球温暖化防止に貢献することを目的としている。

●地域社会間交流による市民レベルの啓発【北九州市】

北九州とフィリピンセブ地域とは、1992年から人的交流、1997年より国際環境協力活動を実施してきたところであるが、セブ市においては河川環境問題やごみ問題などを抱えており、その環境改善を目的とした取り組みを北九州イニシアティブのパイロット事業として実施した。河川環境問題については、クリーナープロダクションの導入や環境管理部門の行政能力強化のために、公害対策にかかる北九州市の経験や技術の継承を実施。さらに廃棄物等の不法投棄により景観が損なわれた河川そのものの浄化活動へと発展し、2002年には、北九州市関係者及びNGOが現地で河川清掃活動も実施し、セブ市内における固体廃棄物管理問題をもクローズアップさせるに至った。またNGOの参加により地域レベルで活動を進める当事者間の交流や市民団体間での情報交換を通じたネットワーク形成の促進を図った。

ウ) 住民の環境意識の醸成

国際環境協力の諸事業に参加した市民は、日本とは社会的・経済的条件が顕著に異なる途上国の状況を体験しながら、環境改善のための具体的な活動に参加することにより、環境保全施策の意義や、市民レベル活動の重要性をより深く理解することができます。すなわち、国際環境協力の諸事業に、広範な市民層が直接参加する場を設定することができれば、市民レベルの国際意識、環境意識の向上を図ることが可能となります。

エ)環境教育の推進

近年、環境教育の推進は、多くの地方公共団体において重点的な施策と位置づけられています。このような地方公共団体が国際環境協力の実施を図り、さらに学校や地域において生徒・児童など広範な若年層の参加を企画することは、実践的な体験教育の場を提供することであり、環境教育の推進にとって有意義な貢献となるでしょう。

オ) 世界の持続可能な発展への貢献

環境保全分野は、国際的にも注目度の高い、重要な分野であると認識されています。このような分野で国際協力を行なうことは、地方公共団体が世界の持続可能な発展に貢献できる大きな機会でもあります。

② 地域社会の活性化に寄与

海外との交流を推進することは、我が国の地域社会が持っているリソース(人材、ノウハウ等)の活性化に繋がります。また、産業・経済、技術、文化など広範囲な分野においても 地域社会の活性化に寄与することができます。

ア) 産業の活性化/海外市場の開拓

国際環境協力を実施する上で、環境保全技術の分野で研究開発や、具現化のプロセスで民間企業の果たす役割は重要です。

こうした技術を蓄積した地元産業が国際環境協力に参加することにより、これら企業の活性化や、将来の国際展開への足がかりへと発展する可能性があります。特に、気候変動枠組

条約・京都議定書に基づくクリーン開発メカニズム (CDM) などの地球環境保全の取り組みは、将来のビジネスチャンスに繋がるものとして注目されています。

地方公共団体主導の国際環境協力事業に、これらの取り組みや企業のノウハウが活用できれば、我が国の企業と途上国政府・企業との間の関係づくりを図ることができると同時に、 事業形成への第一歩が踏み出せるというメリットを得ることができます。

イ) 人材の活用

国際環境協力を推進する上で、広範な市民層の参加を得ることは、人材活用という面からも地域の活性化に繋がります。企業技術者のOBや地域のリーダーなど、地域に蓄積された知見や人材を有効に活用することができます。また、高齢化社会における生きがいを作るという側面もあります。

ウ) ノウハウの集積

国際環境協力の継続的な実施により、地域社会のリソース(行政、企業、住民)を、常に活性化させた形で保持できるばかりでなく、異なった環境の下での事業を通して実施上のノウハウを向上させることができます。こうした環境協力に関するとしての経験の集積は、新たな企業や都市機能の蓄積にも繋がるものと期待できます。

BOX2 地域社会の活性化に寄与

●北九州市

北九州市は高度経済成長のもと、甚大な公害に直面したが、市民・企業・研究機関・行政が一体となって、これを克服し、その過程において様々な技術や経験を蓄積してきた。その地域主導の環境改善の経験を生かした環境国際協力を積極的に進め、かつての公害という「負の遺産」を「正の遺産」として地球環境の保全に役立てることとした。地球環境保全に取組む北九州市は、新産業拠点として地域経済の活性化という観点から目に見える成果が上がっている。また、北九州環境ビジネス推進会(KICS: Kitakyushu Interdependent Business Consortium for Sustainable Development)という組織をつくり、環境関係の企業が集まって事業に繋がる共同研究や調査を実施しているほか、企業技術者のOBを対象とした国際環境協力人材バンクを設置し、リタイア後の生きがいを作っている。

●神奈川県

ベトナム及びタイで実施している研修セミナーは、相手側地方公共団体関係者をセミナー受講対象者とし、環境対策に関する政策対話の実施に加え、日本側から県内企業関係者の参加を得て企業交流会を開催し、政府開発援助(ODA)の活用に繋げることをテーマにしている。JBICとの連携のもとに現地セミナーを開催し、日本側の経験を現地の環境保全活動に結びつけ、日本企業・相手側企業が直接に相互のニーズとシーズを確認する場としてビジネスラウンドテーブルが盛り込まれた。

●兵庫県・(財)ひょうご環境創造協会

森林再生支援だけでなくCDM事業の可能性を併せて検討を行うことで、兵庫県内企業にとって、CO2排出権取引などのビジネスチャンスが増加するだけでなく、環境への取り組みによる企業のイメージアップ効果が得られる。

¹ クリーン開発メカニズム(CDM)

Clean Development Mechanism。温室効果ガスの排出削減を効率的に達成するための「柔軟性措置(京都メカニズム)」の一つとして、国連気候変動枠組条約第3回締約国会議 (COP3) において採択された。先進国の資金・技術支援により、発展途上国において温室効果ガスの排出削減(又は吸収)等につながる事業を実施し、これによって削減された排出量の全部または一部に相当する量を先進国が自国の削減目標達成のために獲得できる一方、途上国においては、先進国の進んだ環境対策技術・省エネルギー技術等の移転促進が期待できるという仕組み。企業にとっては、将来のビジネスチャンスに繋がるものとして注目されている。環境省委託事業でOECCにおいて、ウェブサイト「京都メカニズム情報プラットフォーム」http://www.kyomecha.orgを作成し、CDM事業に取組む事業者に対し情報提供を行なっている。

③ 国際交流・貢献の機会の提供

現在、多くの市民やNGOが国際交流に関心を持ち、草の根交流を自主的に進めている中、地方公共団体にとっては、こうした市民のニーズにいかに応えていくかが新たな課題です。 地方公共団体が市民やNGOとともに国際環境協力を実施することは、国際交流と国際社会への貢献の機会を提供する上で有効です。

ア) 市民ニーズとしての国際交流・貢献

多くの市民やNGOは、国際社会における日本の位置づけや役割に関心を持ち、国際交流の必要性を強く感じています。こうした人々の多くは、「国際協力は楽しい」と感じながら、草の根交流を自主的に進めています。このような市民のニーズに地方公共団体が応えていくことは、市民と行政の連携強化にもつながります。

イ) 地方公共団体の得意な分野での国際貢献

環境保全分野は、市民の関心も高く、また地方公共団体にとっては自ら蓄積したノウハウを有効に活用できる分野です。地方公共団体が国際交流・貢献にあたり環境協力を実施することは、「得意な分野」であるだけに多大な成果を期待できます。

ウ) 世界の持続可能な発展への貢献

①環境保全施策の推進 オ)参照 (P.4)

エ) 姉妹都市・友好都市交流の強化

国際環境協力が、姉妹都市や友好提携都市交流のメニューとして実施される場合には、これら都市交流の活発化や、都市間の連携の強化に寄与することができます。こうした都市間の国際環境協力を通じ、多様な市民層が参加して相手国関係者との共同作業に携わることで、将来に残る良好な人間関係の構築も期待でき、それは環境協力に限らずさらに広範な分野での協力の基礎ともなります。

オ) 国際ネットワークの形成

国際環境協力は、「北東アジア地域環境協力推進協議会」や「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ²」のように、国際的な地方公共団体間のネットワークへの参加や貢献の機会を提供しています。また、「イクレイ―持続可能性をめざす自治体協議会」(資料編P.156参照)のような国際組織の活動に参加することによって、諸外国の地方公共団体との情報交流の場を得ることもできます。

こうしたネットワークへの参加は、新たな行政面でのノウハウに係る経験・情報の交換を 可能にするとともに、交流チャンネルの多様化にもつながります。

カ) 国際感覚豊かな人材の育成

市民レベルの直接的な交流は、草の根レベルの国際理解を進めていく上で非常に重要であり、こうした体験こそが国際感覚豊かな人材の育成につながります。国際交流や協力により多くの市民が参加できるような事業を推進していくことは、市民の新しいニーズに応えることにもなります。

さらに、各団体が国際交流・協力事業に取り組むためには、これまで以上に国際感覚の 醸成や新たな行政ニーズへの対応等に向けた職員の資質の向上が必要となります。したがっ て、このような事業に取り組むことにより、地方公共団体職員の能力の涵養が図られ、国際 化に伴って発生する多様な問題へ迅速に対応することができます。

BOX3 国際交流・貢献の機会の提供

●草の根交流1【中津江村】

「住民の活性化」の例として、サッカーのワールドカップでカメルーン選手団を受け入れた大分県の中津江村の例がある。数々の困難が予想されたが、実際に受け入れてみると、子供からお年寄りまで、生き生きとして交流していた。まさに国際協力が、住民に楽しみを提供した例の一つである。

●草の根交流2【福岡市】

福岡市と釜山市は友好都市提携しているわけではないが、職員が当番を決めて、年に2回、ソフトボール大会を実施して、お互いの交流を深めている。それは、国レベルとは一味違った国際交流となっている。

●友好提携都市交流の一環として実施する国際環境協力【大阪府】

インドネシア東ジャワ州との友好交流事業は、昭和60年以来実施してきた事業であるが、相互交流した職員が相手国において引き続き環境行政に従事しており、日本における経験が相手側行政に反映されているという実感が得られた。

 $^{^2}$ 北九州イニシアティブ: 2000年9月に北九州市で開催されたESCAP主催の「第4回アジア・太平洋環境と開発に関する閣僚会議」においてローカルイニシアティブの重要性が国際的に認められ、「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」文書(以下、「北九州イニシアティブ」)が採択された。これは、ローカルイニシアティブ支援のため、アジア・太平洋地域の都市ネットワークを創設し、国や国際機関からの支援、学術団体との連携強化、既存の国際イニシアティブとの協同等を図りつつ、都市開発計画戦略、大気質改善、水質改善、廃棄物管理、職員の能力形成等を行う仕組みである。北九州イニシアティブは、2002年8月の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)」において「実施計画」に記載されるところとなり、世界的にその重要性、必要性が認められるところとなった。北九州イニシアティブは、北九州市の、市民、企業、研究機関及び行政が一体となった激甚な公害克服の過程における様々な技術や経験の蓄積、それを活かした国境を越えた都市間協力の実績を参考にしつつ、さらに多くの都市の参加と知恵の共有化を図るESCAPの事業であり、北九州市以外の日本の諸都市の経験も求められている。

④ 国内関係者間の連携強化

国際環境協力の実施は、国内においても行政・企業・市民等の関係者間における連携強化に寄与し、環境保全行政の一層円滑な推進にも貢献するものです。

ア) 行政・企業・市民等の連携強化

国際環境協力は、途上国の環境改善という共通の目標のために、地方公共団体職員や企業、市民等の広範な関係者が、経験を持ち寄って協力を組み上げていくという一つのプロセスです。これら関係者間においては、国際環境協力事業の場で、お互いが協力して一つの事業に従事することによって、関係者間の理解と協調が進み、一層緊密かつスムーズな関係の構築が促進されます。

BOX4 行政・企業・市民の連携強化

●行政・企業・市民の連携【兵庫県・(財)ひょうご環境創造協会】 兵庫県は、(財)ひょうご環境創造協会と県内事業者である(株)神戸製鋼及び コープこうべと連携し、1999年以降モンゴル国の森林再生支援を行なっている。 また、植林活動の輪を県内企業やNGO等に広げるため、環境省の推進するCDM 事業の活用を手法の一つとして、県内企業・団体の国際環境協力への参画を促す ための手法を調査・検討している。

一方、(財)ひょうご環境創造協会では、民間ベースでの活動を支援するために、技術者派遣などの技術支援による植林の効果的実施、国際フォーラムの開催による技術の普及・啓発、植林地における二酸化炭素の固定効果把握のためのモニタリング調査等を実施している。

●エコタウン事業の実施による市民・企業・行政の連携【北九州市】 エコタウン事業は「モノづくりの街」としての裾野の広い産業群で育った人材、 技術、ノウハウや、充実した産業インフラ、20年以上の実績を持つ組織的な環境 国際協力体制などに加え、公害を克服する過程で培われた市民・企業・行政の連携を基盤に、環境・リサイクル産業の振興を一つの基軸とする持続的発展可能な 社会の実現に先導的な役割を果たすことを目的としている。平成9年7月に、国 の地域承認を受け、廃棄物対策、環境保全政策と産業振興政策とを統合し、総合 的な地域政策として取り組むために産学官で構成する「北九州市環境産業推進会 議」を設置し、北九州エコタウン事業を積極的に推進している。

イ) NGO/NPOとの政策対話

また、国際協力事業実施にあたっては、NGO/NPOに蓄積されたノウハウを必要とする場合も多く、また事業実施方針や活動内容の策定に関しては、国内事業を実施する場合より自由な形でNGO/NPOとの意見交換が可能になります。こうした対話もまた、関係者間の相互理解と連帯感の構築に寄与するものであり、加えて行政施策の多様化や行政上のノウハウの向上にもなります。

- 背景編 -

ウ) 市民との交流

一般市民との関係においては、国際環境協力事業への参加と協働を通じて、行政施策に対する理解が高まり、環境行政がより身近なものとして感じられるようになる等のメリットが期待できます。

=現場の声=(財団法人国際湖沼環境委員会(ILEC))

環境NGOや市民参加の重要性

途上国の環境問題の中には、人々のモラルの向上によって容易に改善できる問題も多い。人々のモラルの向上は啓発活動など、環境教育によって達成されるべきものであるが、人々への影響力の大きさという観点から、一般市民に近い存在である環境NGOやボランティア市民が果たすべき役割は非常に大きいものがある。

NGOメンバーやボランティア市民を対象者とする研修を開催したが、研修期間を通じた集団生活によって研修生同士の人的ネットワーク(つながり)はおおいに深められたはずである。また地元NGOと途上国NGOの交流は、今後の民間レベルでの国際支援や協力を推進するための大きな一歩となったはずである。草の根レベルの国際支援の利点は、多様さと柔軟性にあり、国レベルの支援ではできない、個人対個人の支援ができるところにある。



⑤ アイデンティティの確立

我が国の地方公共団体が、その得意な分野である環境保全分野において国際協力に取り組むことは、地方公共団体自身の国際的な発言力やステータスの確保、アイデンティティの確立に繋がっています。

例えば、公害経験という負の経験を持つ団体が、環境重視(環境立県)の方向性を打ち出すことで、当該団体職員のみならず住民一人ひとりの認識が変化し、地域に対してプラスのイメージを確立することができます。このようなイメージこそが「地域おこし」の基礎になります。

ア) 対外的なアピール



【京都府庁正門前の啓発板ー北山杉製ー】

地方公共団体が打ち出した環境重視等の積極姿勢は、国際環境協力事業を実施することで、「環境先進県、環境先進都市」というようなイメージを、広く対外的にアピールすることができます。こうしたイメージは、自分達の地域の取組みを、更にその他の地域にも移転し役立てることで、より一層引き立たせることができます。

イ) 国際的な評価

日本の経験を活かした協力により、開発途上国の環境改善の取り組みに具体的に貢献した 例は多く、地方公共団体による国際環境協力の成果は着実に上がっています。さまざまな機 会において、相手側だけに留まらず国際的にも高い評価を受けており、友好提携都市交流か ら国際協力機構(JICA)の国際協力事業や国連のプログラムに発展した例もあります。

BOX5 対外的なアピール・国際的な評価

●現地の注目を集めたセミナーの開催【神奈川県】

神奈川国際環境協力協議会(KIECC)は、ベトナム商工会議所(VCCI)ダナン支所の協力を得て、2002年11月 13日~15日の3日間、ベトナム・ダナン市で研修セミナーを開催した。テーマは、「ダナン市の産業における環境 汚染の軽減と環境政策(Diminishing the environment pollutions in industries of Danang City and environment restoring policies) | であった。この研修セミナーは、KIECCがベトナムとタイにおいて毎年度実施している国際環境協力 事業の一環として行ったものであるが、1)ベトナムの地方公共団体関係者をセミナー対象者に加え、環境対策に 関する政策対話をテーマの一つにすること、2)日本側から(講師とは別に)企業関係者の参加を得て企業交流会 を開催し、政府開発援助 (ODA) の活用につなげることの二点を新たな取組とし、後者の観点から、国際協力銀 行(JBIC)の連携を得て実施した。この研修セミナーは、連日テレビや新聞で取り上げられ、非常に注目を集め ていた。

●市民と取組む北九州イニシアティブの現地活動【北九州市】

北九州は、地域主導の環境改善(ローカルイニシアティブ)の国際的支援の仕組みである「ESCAP北九州イニ シアティブ」と連携して、日本の地方自治体、地域社会のローカルイニシアティブのノウハウの移転方策のリー ディングケースづくりを行なっている。例えば、フィリピンセブ市は、河川環境問題やごみ問題などをかかえて おり環境改善事業が行なわれているが、この事業が北九州イニシアティブのパイロット事業に選定され、アジア 地域のローカルイニシアティブの新たなモデルとなるべく国際的に注目されている。具体的には、メトロセブ地 域のうちセブ市、マンダウエ市を流れる主要河川の水質汚濁の改善に主眼が置かれ、河川沿線の工場に対しクリ ーナープロダクションの導入や公害対策にかかる北九州市の経験や技術の継承を実施してきた。さらに近年は、 同分野の専門家を派遣し技術指導を行い、ガバナンスの強化を図ると同時に河川そのものの浄化活動へと発展し、 2002年2月には、北九州市関係者およびNGOが現地で河川清掃活動も実施した。この河川清掃活動は現地でも報道 され、セブ市内における固体廃棄物管理問題をもクローズアップさせるに至った。



(北九州市・KITAの河川清掃活動が現地で報道されたもの)

ウ) 国際的発言力、ステータスの確保

我が国の地方公共団体には、途上国一国に匹敵する規模の事業予算や人材を抱えていると ころもあります。こうした団体が、これまでに培ってきた地域住民に密着した様々な分野で の行政サービスのノウハウや人材を途上国の開発に貢献させていくことは、国際社会におけ る社会的存在としての責務、人道的役割であると同時に、地方公共団体自身の国際的な発言 カやステータスの確保につながっていきます。

BOX6 国際的発言力・ステータスの確保

●国際的発言力【宇部市】

宇部方式**の手法と公害防止技術の開発途上国への移転について、海外から多数の研修生を受け入れ、来日した研修生からは、「宇部方式」に対する賞賛と、ぜひ自国に持ち帰って普及を検討したいという声が多く聞かれる。また、国際環境協力に積極的に取り組む姿勢が評価されたことにより、国際会議への招聘や本市で国際会議が開催されることにつながっている。

※宇部方式:

『宇部方式』は、情報の公開を基礎に、地域の「産(企業)・官(行政)・学(学識者)・民(市民)」の四者が相互信頼、連帯の精神に根ざして一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の健康は自分たちで守ろうという自治意識のもと、科学的調査データに基づく話し合いによる発生源対策を第一主義に、法令や罰則に頼ることなく、むしろそれらを先取り或いはさらに進める形で、公害の未然防止と環境問題の解決を図ろうとする地域ぐるみの自主的な活動を基本理念としている。

『宇部方式』による公害対策の取り組みは、国が公害対策基本法を公布し本格的に公害対策に取り組み始めた1967 (昭和42) 年より約20年早い、1949 (昭和24) 年に開始された。この取り組みは、その後の国の「ばい煙の排出の規制等に関する法律」にも大きな影響を与え、県の公害防止条例や宇部市環境保全条例にも『宇部方式』の精神は活かされた。その結果、宇部市を含め山口県には現在まで、公害病認定患者が一人も出ず、公害対策先進都市として高い評価を受けている。

●ステータスの確保【富山県】

今日、地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球全体に影響を及ぼす環境問題、酸性雨や海洋汚染などの国境を越える環境問題が発生しており、環境問題は人類共通の最重要課題となっている。このような環境問題は、一国、一地域だけで解決できるものではなく、持続可能な開発に向けた国際的取り組みを推進することが必要となっている。

平成12年に見直された政府の環境基本計画では、持続可能な社会を実現するための長期的目標として「循環」、「共生」、「参加」と並び「国際的取組」を掲げ、地球環境の保全のため、わが国が国際社会に占める地位にふさわしい国際的イニシアティブを発揮して、国際的取り組みを推進することとしている。その具体的な施策の1つとして、地方公共団体が培ってきた環境の保全に関する知見を生かした国際協力を推進することとしている。

一方、富山県では、県づくりの総合計画である「富山県民新世紀計画」を平成13年度に策定し、「人材」、「生活」、「環境」、「産業」、「国際」の「5つの立県構想」を政策の柱として、総合的かつ計画的に各施策を展開している。

この「環境立県」及び「国際立県」を進めるため、環日本海地域の環境の保全と創造に積極的に貢献することとしている。これは、富山県が有している環日本海地域との交流の歴史、産業の集積、日本のほぼ中央に位置するという地理的条件などを生かして、「世界に開かれ貢献する富山」の実現を目指して行っているものである。

以上に述べたように、国際環境協力を実施することによって得られるメリットを住民・行政・企業等に区分して整理すると、表1のようになります。

表1 国際環境協力実施のメリット

	2方公共団体による国際環境協力の意義	住民にとってのメリット	行政にとってのメリット	企業にとってのメリット
)	国境を越えた地域の環境改善	*	*	
	共通の環境問題に対する能力形成		*	
)	住民の環境意識の醸成	*		
	環境教育の推進	*	*	
	世界の持続的発展への貢献		*	
)	産業の活性化/海外市場の開拓			*
	人材の活用	*	*	*
	ノウハウの集積	*	*	*
	市民ニーズとしての国際交流・貢献	*		
)	地方公共団体の得意な分野での国際貢献		*	
	世界の持続的発展への貢献		*	
	姉妹都市・友好都市交流の強化		*	
	国際ネットワークの形成		*	
	国際感覚豊かな人材の育成		*	
	行政・企業・市民等、国内関係者間の連携 強化	*	*	*
	NGO/NPOとの政策対話	*	*	
	市民との交流	*	*	
)	アイデンティティの確立	*	*	*
	対外的なアピール		*	Con
	国際的な評価		*	
	国際的発言力、ステータスの確保		*	

背景編 -

(2) 地方公共団体への期待の高まり

従来の我が国の社会基盤整備を中心としたODAによる協力は、アジアの経済成長の例に みられるように、一定の成果をあげてきました。しかし、開発途上国の変化に対応するため には、国を中心とした協力に限界が生じてきています。近年、地方公共団体が国際環境協力 を積極的に担うことへの期待が高まっており、この期待には次のような視点を含んでいま す。

① 地方公共団体の特徴

ア) 環境保全対策に係るノウハウの蓄積

我が国は、かつて産業面や生活面において深刻な公害問題に見舞われ、その過程において 公害対策の技術を蓄積してきました。その経験は地球環境問題へも活かされ、更には持続可 能な開発に対する取り組みも進められています。

一方、開発途上国においては、これらの過程が同時並行的に進んできており、具体的な公 害対策を考える際に持続可能な開発という視点を踏まえた対応が求められています。このよ うなニーズに応え得るノウハウが、我が国の地方公共団体には多く蓄積されています。

イ) 市民との距離の近さ

国際環境協力には市民の理解と協力が不可欠であり、市民が国際環境協力の重要性を理解 し、積極的に参加する状況を創出することが求められています。地方公共団体は市民に最も 近い立場にあることから、市民レベルの活動への協力に期待が高まっています。

BOX7 地方公共団体に求められる国際環境協力の役割

●蓄積されたノウハウを活かした国際環境協力【神奈川県】

神奈川県は、京浜臨海部等に代表される製造業の活動が盛んな県であり、海外にも積極的に展開している企業が多い。また、神奈川県は過酷な公害を経験しており、その克服に努力してきたノウハウを持っている。神奈川国際環境協力事業を実施しているが、企業と行政の連携し国際環境協力を実施することは、本県の特徴がよく反映される取り組みであると思われる。

●住民に近い立場での協力【京都府】

「環境」という、住民にとって身近な問題を切り口とし、また、友好提携関係を活用することにより、日常生活からは縁遠いものと捉えられがちな国際協力を住民の身近なものとし、住民参画を主体とした国際協力の推進に寄与することが出来た。また、府民からの寄附を募るなど、府民参加の取組として事業展開を図っている点が、府民においても身近な取組として評価されていると考えている。

② 開発途上国における状況の変化

従来:国レベルの総合施策から

―環境保全のための環境基準の設定等を含む法令の整備―



今後:地方レベルの個別施策へ

―如何に法令を執行して環境負荷を低減させるか?―

開発途上国においては、環境保全のための環境基準の設定等を含む法令の整備が、先進国の支援を得るなどにより整いつつあります。今後は如何に法令を執行して環境負荷を低減させるかに関心が移ってきています。また、中央集権的傾向の強かったこれまでの行政を、地方分権化する動きが近年活発化しつつあります。

これに伴い、これまでの国としての総合施策から、地方レベルが抱えている課題への対処を狙った具体的な個別施策へと重点を移す国が多くなってきており、この観点でノウハウを持つ地方公共団体の活動の場に期待が高まっています。

=現場の声=(海外技術指導経験者/元自治体職員)

開発途上国では、環境対策よりもまず経済発展を優先すべきとの強い意見が存在します。次の世代を担う若手のエリート達の間で、経済発展を優先すべきとの強い意見と現政権を動かしている人たちの環境保全と貧困対策の重要性も強調されるべきであるとする意見が混在している国もあるという話を聞いたことがあります。

経済と環境の問題は、現実の中で私達に往々にして二者択一の選択を迫ります。 私達は、途上国が経済の発展と共に確実に環境が悪化していっている状況を現実に 見せつられます。経済の発展なしに環境対策は困難であり、経済発展は環境の悪化 を招くというジレンマが途上国には顕著に現れます。途上国において「持続可能な 開発」は難しいように感じられますが、公害による被害が発生した後の修復費用は、 予防措置に必要な費用をはるかに上回ります。手遅れになる前に、我が国が学んだ 経験を開発途上国に有効に伝達することが、私達に与えられた使命と言っても過言 ではありません。

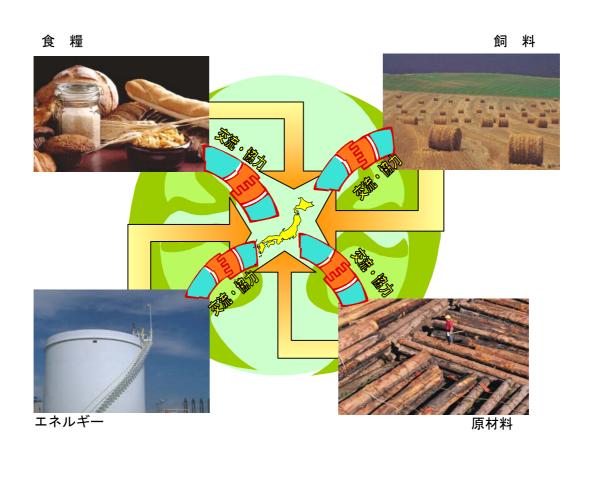






資源小国日本に必要な国際社会への貢献

近年、我々の日常生活は海外の国との関係を抜きにしては成り立たないものとなっています。エネルギーや食糧・飼料、原材料などの多くを外国に依存し、資源小国である日本としては、諸外国との関わりなしには生きていけないのが現実です。市民生活や経済活動のあらゆる面で「国際化」が進展しており、この潮流を避けることはできません。こうした状況の中で、日本人の一人ひとりが国際交流すなわち異文化、異民族との触れ合いを通じて、彼我を知り、国際感覚を養うことは極めて大切なことです。国際社会への共感と国際協力に対する市民の関心はますます大きなものとなっており、すでに多くの市民やNGOが草の根からの国際交流を進めているのが現状です。より多くの市民が国際交流や協力に参加できるような事業を地方行政の施策として推進していくことは、市民の新しいニーズに応えることであり、そのために有効な事業を作り上げていくことは、地方公共団体にとって重要な課題となっています。



(3) さまざまなレベルでの位置付け

地方公共団体による国際環境協力の重要性は、さまざまなレベルにおいて、以下のように 位置付けられています。

① アジェンダ21での位置付け

1992年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)では、21世紀に向けて人類が地球上のほかの生物とともに繁栄を続けていくために必要な行動計画を、あらゆる分野に渡って具体的に示した「アジェンダ21」を採択しました。その第28章では「解決策の多くが地域的な活動に根ざしているものであることから、地方公共団体の参加及び協力が目的達成のために決定的な要素となる」ことが指摘されています。

② ヨハネスブルグサミット3での位置付け

地球サミット以来のアジェンダ21実施活動の評価と新たな活動の推進を目的として、2002年8月に「持続可能な開発のための世界首脳会議」(ヨハネスブルグサミット)が、南アフリカ共和国のヨハネスブルグで開催されました。このサミットでは、地球環境問題への取り組みを政府だけでなく地方公共団体やNGOなど幅広いパートナーシップで進めていかなければならないことが世界レベルで確認されました。

③ 政府開発援助(ODA)大綱⁴での位置付け

我が国の政府開発援助(ODA)大綱は、平成15年8月に11年ぶりに改正されましたが、そこでは「環境と開発の両立」が引き続き「援助実施の原則」の第1番目に位置付けられているとともに、「援助政策の立案及び実施体制」として国内のNGOや地方公共団体等の関係者がODAに参加し、その技術や知見を活かすことができるよう連携を強化することが定められました。

³ ヨハネスブルグサミットの実施計画に、国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP) の進める都市間環境協力の仕組みである「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」が明記されている。

⁴「政府開発援助(ODA) 大綱」: 政府開発援助について、内外の理解を深めることによって幅広い支持を得るとともに、援助を一層効果的・効率的に実施するために、平成4年6月30日に閣議決定された。その後ODAを取り巻く情勢の変化に伴い、平成15年8月29日に11年ぶりに改正された。

④ 環境基本法での位置付け

環境基本法(1993)第34条では、「国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性に鑑み、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。」としています。また、2000年に策定された環境基本計画においては、「地方公共団体が培ってきた環境の保全に関する知見を活かした国際協力や、草の根段階のものを含む民間団体による各般の国際協力を推進し、地球環境保全などに関する国際協力の実効性を向上させる。」と述べられています。

2. 地方公共団体による国際環境協力の現状

- 数多くの地方公共団体が国際環境協力を手がけており、様々な形態やテーマによる国際環境協力事業が実施されています
- 実施主体の経験の度合いに応じた協力の選択や組み合わせが可能です

環境省では、地方公共団体等との連携を促進するために、平成12年度から「地方公共団体・NGO等の連携による国際環境協力推進支援事業」を実施しています。平成14年度には地方公共団体等による開発途上国との環境協力活動について「地方公共団体等の国際環境協力実態調査」を実施し、その現状、問題点、今後の展望などについて調査を行いました。(調査概要:資料編P.166参照)

その調査において、国際環境協力を実施している団体に協力事業形式についてたずねたところ、「研修員の受入」が最も多く、これに「調査・研究」、「国際会議・セミナー」、「専門家派遣」等が続いています。テーマ分野で最も多いのは「水環境保全」で、他に「森林保全・緑化」、「大気環境保全」、「廃棄物・家庭ごみ」等と分かれますが、総じて「人材育成」を扱った事業が多くなっています。

この調査結果からは、実施主体の経験の度合いに応じた協力の形態が存在すること、さまざまな工夫によって推進されていること等を見て取ることができます。